

愛知地方最低賃金審議会 第3回検討小委員会 議事録

日 時 令和5年8月3日(木) 午後1時30分～午後2時50分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館3階共用中会議室

出席者

(公益代表委員) 長谷川委員長、鈴木委員長代理、中山委員

(労働者代表委員) 大脇委員、木戸委員

(使用者代表委員) 梶原委員、堀江委員

(事務局) 伊勢労働基準部長、平井賃金課長、高橋主任賃金指導官、名倉課長補佐、
大口賃金指導官、吉田賃金調査員、久保賃金調査員

議 題 (1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(2) その他

議 事

○大口賃金指導官

愛知地方最低賃金審議会第3回検討小委員会の開催にあたり事務局より御案内いたします。本委員会については、三者協議部分を公開とすることとしております。本日の取材については、申込みがありませんでしたので撮影はございません。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1からNo.2を配付させていただいております。御確認いただきますようお願い申し上げます。

それでは、以降の議事進行を長谷川ふき子委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長

ただ今より愛知地方最低賃金審議会第3回検討小委員会を開催いたします。事務局は委員の出欠状況について報告をお願いします。

○大口賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名全員が御出席、労働者代表委員は安藤委員が欠席され2名が御出席、使用者代表委員は太簀委員が欠席され2名が御出席、となっております。委員定数9名中7名が御出席され、また公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

○長谷川委員長

ただ今、事務局より定足数を満たしており、会議が成立している旨の報告がございました。次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、議題(1)「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」でございます。事務局から配付資料について説明をお願いします。

○平井賃金課長

まず、通しページ番号1の資料 No.1 です。何度か提示をさせていただいておりますが、愛知県の最低賃金の引上げ状況等の推移について、平成25年度から令和4年度までの愛知県最低賃金と特定最低賃金9業種の時間額等の推移を表しております。

通しページ番号2ですが、資料 No.2-1 になります。最低賃金基礎調査結果をまとめた総括表です。こちら前回提示をしておりますが、横に見ていただくと一番上に「総括表(1)-1 産業(全て)」とありますのは、全産業を集計したもので、「(産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)」でございます。左端の986円のところの一つ上に985円を境に赤いラインを引いております。これが愛知県最低賃金の現行の986円のラインで、未満率を見ていただくには、985円のところの人数と括弧書きでのパーセントをご覧くださいこととなります。人数は19,036人、率でいくと1.7%であります。また、愛知県最低賃金が986円から引上げられた場合、当該金額の1段上の数値が改正後の最低賃金額を下回る労働者数と割合となります。こちらが「影響率」となります。

通しページ番号5からの「総括表(2)-1 産業(全て)」は今回お示しをしますが、同じ全産業を集計したもので、「(産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別表)」でございます。

通しページ番号8をご覧くださいと思います、資料 No.2-2 でございます。こちらは「総括表(1)-2」とあるのは「愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業・鋼材製造業」の「(産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)」でございます。同じく県最賃のところには赤い線を、それから9ページの下から9段目と10段目の間に青色で特定最低賃金のラインを入れてございます。現行の特定最低賃金の1,018円未満のところは1017の欄を見ていただくと31人、未満率は2.6%となっております。

通しページ番号11からの「総括表(2)-2」は、同じ「愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業」についての「(産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別表)」でございます。

通しページの14からの資料 No.2-3 は「愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」でございます。

通しページ番号20からの資料 No.2-4 は、「愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報機械通信器具製造業」でございます。

通しページ番号26からの資料 No.2-5 は、「愛知県輸送用機械器具製造業」でございます。

最後、32ページからの資料 No.2-6 は「愛知県自動車(新車)小売業」についてのもとなっております。

○長谷川委員長

ただ今の事務局からの説明について、何か御質問等がございますでしょうか。

(特になし)

○長谷川委員長

よろしいでしょうか。前回までの審議では5業種につきまして、いずれも意見の一致には至っておりません。これから審議に入るわけでございますが、その前にあらためて双方から、5業種の改正決定の必要性の有無について御意見を伺いたいと思います。まず、労働者代表委員お願いいたします。

○大脇委員

今までの主張と資料も含めて、主張は変わっておりませんので、5業種必要ありというように考えております。

○長谷川委員長

ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員お願いいたします。

○梶原委員

前回と今のところは変わらないというところで、5業種それぞれ必要性があるか、なしかというのは、議論して判断していきたいと思っています。

○長谷川委員長

ありがとうございます。ただ今、双方から御意見を伺いました。さらに議論を深めてまいりたいと思いますので、ここで一旦休会といたしまして、個別の打ち合わせを提案いたします、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○長谷川委員長

それでは、ここから個別協議を行いたいと思います。最初に、労働者側から御意見を伺いたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○長谷川委員長

それでは、一旦休会といたします。

(一旦休会)

○長谷川委員長

それでは、再開をいたします。

個別協議の結果、双方の御意見、審議、調整の結果を御報告いたします。

「製鉄業」及び「輸送用機械器具製造業」につきましては、意見が一致いたしましたので改正の必要性ありとの結論となりました。

「はん用機械器具製造業」、「電気機械器具製造業」及び「自動車（新車）小売業」につきましては意見が一致しなかったため、改正の必要性なしとの結論に至りましたことを御報告いたします。労使双方それで、結果に間違いありませんね。

（ 異議なし ）

○長谷川委員長

それでは引き続き、本審への報告書の（案）を審議いたしますので、事務局は、報告書の（案）を用意してください。お示しするのに少々お時間を頂戴いたします、しばらくお待ちください。よろしく申し上げます。

（ 報告書（案）準備 ）

（ 報告書（案）配付 ）

○長谷川委員長

それでは、再開をいたします。事務局から報告書（案）の読み上げをお願いいたします。

○高橋主任賃金指導官

それでは報告書（案）を読み上げます。

（案）

令和 5 年 8 月 日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会

検討小委員会

委員長 長谷川ふき子

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 5 年 7 月 4 日愛知地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等 3 回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙 2 のとおりである。

別紙 1

以下 2 件の愛知県の特定最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した。

1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 3 号)

2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 6 号)

以下 3 件の愛知県の特定最低賃金について、改正決定の必要性有りとの結論に達し得なかった。

1 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 4 号)

2 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 5 号)

3 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 9 号)

別紙 2 委員の名簿のお名前は、読み上げは省略させていただきます。

○長谷川委員長

ただ今の報告書(案)につきまして、何か御意見等はございますでしょうか。これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○長谷川委員長

ありがとうございます。それでは正本を作成し、当検討小委員会の報告内容として、8月4日開催の本審へ報告することといたします。

続きまして、議題(2)「その他」に入りますが、労使各側から何かございますでしょうか。

(特になし)

○長谷川委員長

よろしいでしょうか。事務局から何か連絡等ありますでしょうか。

○高橋主任賃金指導官

それでは日程の連絡をさせていただきます。第 511 回愛知地方最低賃金審議会は、8 月 4 日（金）午前 10 時 30 分より、会場は 3 階共用大会議室で開催いたします。

○長谷川委員長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。皆様方の真摯な取り組み、それから御協力により、検討小委員会の報告を本日取りまとめることができました、心よりお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、第 3 回検討小委員会を閉会としたいと考えます。本日は、本当にどうもありがとうございました。

(令和 5 年 8 月 3 日)愛知地方最低賃金審議会第 3 回検討小委員会 議事録